

# 刑法等の一部を改正する法律について

## —侮辱罪の法定刑引上げを中心に—

衆議院調査局調査員

中 村 竜太郎

(法務調査室)

### 《構成》

- I 法律案提出の背景・経緯
- II 法律の概要
- III 審議経過
- IV 主な質疑・答弁の概要
- V 今後の主な課題

第208回国会（常会）で成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）は、侮辱罪の法定刑引上げ及び罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実を図ることを内容とするものである。本稿では、侮辱罪の法定刑引上げを中心に、法律案提出の背景・経緯、法律の概要、国会での審議経過、主な質疑・答弁の概要及び今後の主な課題について記述する。

### I 法律案提出の背景・経緯

#### 1 侮辱罪の法定刑引上げ

##### (1) インターネット上の誹謗中傷

近時、インターネット上において、誹謗中傷を内容とする書込みを行う事案が少なからず見受けられる。インターネット上の誹謗中

傷は、容易に拡散する一方で、完全に削除することが極めて困難である。また、匿名性の高い環境で誹謗中傷が行われる上、タイムライン式のSNSでは、先行する書込みを受けて次々と書込みがなされることから、過激な内容を書き込むことへの心理的抑制力が低下し、その内容が非常に先鋭化するとされている。このような特徴を有するインターネット上の誹謗中傷は、他人の名誉を侵害する程度が大きいなどとして、重大な社会問題となっている。また、令和2年5月には、テレビのリアリティ番組の出演者がSNS上で多数の誹謗中傷を受けた後に、自ら命を絶つ事件が起きた<sup>1</sup>。

このようなインターネット上を含む他人に対する誹謗中傷は、名誉毀損罪（刑法第230条）又は侮辱罪（同法第231条）に該当し得る。しかし、名誉毀損罪の法定刑<sup>2</sup>は、懲役・禁錮と罰金が選択刑として設けられ、いずれも相応に重いものである一方、侮辱罪の法定刑<sup>3</sup>は、刑法の罪の中で最も軽い「拘留<sup>4</sup>又は科料<sup>5</sup>」とされており、名誉毀損罪と侮辱罪とでは法定刑に大きな差が設けられていた<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> この事件では、悪質な投稿を行った2人が、侮辱罪により、いずれも科料9,000円の略式命令を受けている。

<sup>2</sup> 刑法第230条第1項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

<sup>3</sup> 改正前の刑法第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

<sup>4</sup> 刑法第16条 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。

<sup>5</sup> 刑法第17条 科料は、1,000円以上1万円未満とする。

<sup>6</sup> 両罪は「事実の摘示」の有無により区別され、「事実の摘示」があるものは名誉毀損罪に該当し、事実の摘示がないものは侮辱罪に該当する。判例・通説の立場からは、侮辱罪の法定刑が軽い理由は、具体的な事実摘示がなく、名誉に対する危険の程度が低いことに求められている。

## (2) 法制審議会への諮問及びその答申

このような状況の中、誹謗中傷を抑止すべきとの国民意識の高まりも受け、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、その威嚇力によって抑止することが必要であると考えられたことから、令和3年9月16日、上川法務大臣（当時）は、侮辱罪の法定刑について法制審議会に諮問した（諮問第118号）。諮問では、法定刑を「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることを内容とする要綱（骨子）を提示し、この要綱（骨子）についての意見を求めた。

この諮問を受け、同審議会に設置された「刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会」の審議を経て、同年10月21日、法制審議会は古川法務大臣（当時）に、諮問された要綱（骨子）のとおり法整備をするのが相当と答申した。

## 2 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

法務省は、「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）附則第11条の「少年法」（昭和23年法律第168号）等の規定について検討した上で必要な法制上の措置を講ずるものとした趣旨及び民法の成年年齢<sup>7</sup>についての検討状況を踏まえ、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設け、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行った。平成28年12月20日に取りまとめられた『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書<sup>8</sup>では、少

年法の適用対象年齢について20歳未満を維持する考え方と18歳未満に引き下げる考え方のそれぞれの主な理由を整理して記載した上で、若年者に対する刑事政策的措置について、「少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合において、これに伴う刑事政策的懸念に対応し、かつ、18歳、19歳の者を含む若年者に対する処分・処遇やアセスメント<sup>8</sup>をより充実したものとする」措置として考えられるものが示された。

同勉強会の成果も踏まえ、平成29年2月9日、金田法務大臣（当時）は、法制審議会に対して、少年法における「少年」の上限年齢の引下げ及び非行少年を含む犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備について諮問した。この諮問を受け、同審議会に設置された「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において審議が行われ、令和2年10月29日、法制審議会は上川法務大臣（当時）に答申を行った。

答申は、①罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等の法整備に関するもの<sup>9</sup>、②犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備に関するもの、③若年受刑者の処遇内容の充実に関するものからなっており、②の犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備については、自由刑の単一化、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、刑の全部の執行猶予制度の拡充等が盛り込まれた。

## 3 法律案の提出

政府は、前記1及び2②の法制審議会の各答申を踏まえ、法律案の立案作業を進め、令

<sup>7</sup> 民法の成年年齢の20歳から18歳への引下げについては、平成30年6月に「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立している（令和4年4月1日施行）。

<sup>8</sup> アセスメントとは、対象者の行状、生育歴、資質、環境等について、医学、心理学、社会学等の専門的知識・技術に基づいて調査・評価し、処遇指針を示すことである。

<sup>9</sup> 少年法の適用対象年齢については、令和3年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第47号）が成立した（令和4年4月1日施行）。

和4年3月8日、「刑法等の一部を改正する法律案」を国会（衆議院）に提出した<sup>10</sup>。

年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

## II 法律の概要

なお、侮辱罪の法定刑引上げに伴う主な規定の適用関係は、次の図表のとおりである。

### 1 侮辱罪の法定刑引上げ

侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「1

(図表) 侮辱罪の法定刑引上げに伴う主な規定の適用関係

	改正前	改正後
法定刑	拘留、科料	1年以下の懲役又は禁錮、 30万円以下の罰金、 拘留、科料
公訴時効期間	1年 【刑事訴訟法第250条第2項第7号】	3年 【刑事訴訟法第250条第2項第6号】
	第250条第2項 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。 一～五 略 六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年 七 拘留又は科料に当たる罪については1年	
教唆犯及び ほう 幫助犯の処罰	できない 【刑法第64条】	できる 【刑法第61条、第62条、第63条】
	第64条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。	
通常逮捕 (逮捕状)	被疑者が定まった住居を有しない場合 又は正当な理由なく出頭の求めに応じ ない場合に限る 【刑事訴訟法第199条第1項ただし書】	左記の制限が外れる 【刑事訴訟法第199条第1項本文】
	第199条第1項 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。	
現行犯逮捕	犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限る 【刑事訴訟法第217条、第213条】	左記の制限が外れる* 【刑事訴訟法第213条】
	第213条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。 第217条 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合限り、第213条から前条までの規定を適用する。	

\* 現行犯逮捕の運用については、政府統一見解が出されている（脚注30参照）。

(出所) 筆者作成

<sup>10</sup> 本法律案とともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を行う「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」も提出された。

## 2 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

### (1) 拘禁刑の創設

「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設する。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする。

### (2) 刑の執行猶予制度の拡充等

ア 再度の刑の全部の執行猶予の言渡しについて、それが可能な宣告刑の上限を1年から2年に引き上げるなど、対象者の範囲を拡大する。

イ 猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がなされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができることとする。

### (3) 施設内・社会内処遇に関する規定の整備

ア 処遇要領は、できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定めることとする。

イ 再び保護観察付執行猶予を言い渡された者について、20歳以上の者にも少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施することとする。

ウ 受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する。

エ 更生緊急保護の対象者が、刑事施設の出所後又は少年院の出院後直ちに更生緊急保護を受けることができるようにするため、刑事施設又は少年院に収容中から更生緊急保護の申出をできることとする。

## 3 施行期日

1の侮辱罪の法定刑引上げに関する規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する<sup>11</sup>。

2の罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実に関する規定は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 4 施行3年経過後の検証（衆議院における修正で追加）

政府は、侮辱罪の法定刑引上げの規定の施行後3年を経過したときは、法定刑引上げ後の侮辱罪の規定の施行の状況について、当該規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## III 審議経過

### 1 衆議院における審議経過

①「刑法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第57号）は、②「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」（内閣提出第58号）とともに、令和4年3月8日に内閣から国会（衆議院）に提出された。また、③立憲民主党・無所属の

<sup>11</sup> 本法律は令和4年6月17日に公布され、侮辱罪の法定刑引上げについては7月7日に施行されている。

「刑法等の一部を改正する法律案」(米山隆一君外2名提出、衆法第31号)<sup>12</sup>は、同年4月20日に提出された。3法律案は、同月21日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、法務委員会に付託された。

同委員会においては、同月22日、古川法務大臣及び提出者鎌田さゆり君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、26日から質疑に入り、同日、参考人<sup>13</sup>から意見を聴取するなどして審査が進められた。この間、①に対して、5月13日には、立憲民主党・無所属から、侮辱罪の法定刑を「30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」とする修正案(i)が、同月18日には、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による施行3年経過後の検証の規定を追加する修正案(ii)(内容はII 4参照)が提出された。同月18日、質疑を終局し、討論、採決を行った。その結果、まず、③は賛成少数をもって否決すべきものと決した。次に、①については、iの修正案は賛成少数をもって否決され、iiの修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決すべきものと決した。次に、②は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した。なお、①の法律案に対し、附帯決議が付された(下表参照)。

翌19日の本会議において、3法律案について、討論の後、採決を行い、③は否決(賛成少数)、①は修正議決(賛成多数)、②は可決(賛成多数)され、①及び②の法律案は参議院に送付された。

**刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年5月18日衆議院法務委員会)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 五 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 六 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 七 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。
- 八 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

<sup>12</sup> 人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為を処罰する加害目的誹謗等罪を創設すること等を内容とするもの。

<sup>13</sup> 木村響子君(特定非営利活動法人Remember HANA代表理事)、只木誠君(中央大学法学部教授)、趙誠峰君(弁護士・日本弁護士連合会刑事調査室嘱託)、神津里季生君(日本労働組合総連合会顧問)

九 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十一 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十二 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

## 2 参議院における審議経過

衆議院から送付された両法律案について、参議院では、5月20日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、法務委員会に付託された。

同委員会においては、同月24日、古川法務大臣から趣旨の説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日、質疑に入った。6月7日には参考人<sup>14</sup>からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、10日に質疑を終局した。質疑終局後、刑法等の一部を改正する法律案に対して、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した<sup>15</sup>。次いで、両

法律案及び修正案について討論を行い、順次採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はそれぞれ賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した。なお、刑法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された（下表参照）。

同月13日の本会議において、両法律案はそれぞれ賛成多数をもって可決され、成立した。

### 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日参議院法務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。

二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。

三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。

四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。

六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任

<sup>14</sup> 今井猛嘉君（法政大学大学院法務研究科教授）、山田健太君（専修大学文学部ジャーナリズム学科教授）、石塚伸一君（龍谷大学法学部教授）

<sup>15</sup> 侮辱罪の法定刑を引き上げる改正を行わないこと、拘禁刑・拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする規定を削除すること等を内容とするもの

が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。

七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。

八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。

九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更

生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。

右決議する。

#### IV 主な質疑・答弁の概要

##### 1 侮辱罪の法定刑引上げ

###### (1) インターネット上の誹謗中傷対策としての意義

侮辱罪の法定刑引上げのインターネット上の誹謗中傷対策としての意義について質疑があった。

これに対し、政府から、インターネット上の誹謗中傷は、公然と行われると過激な書込みが次々と誘発されていって、多数の者からの誹謗中傷の内容がエスカレートして、非常に先鋭化することがあるという特徴を有しており、こうした状況に至れば、他人の名誉を侵害する程度が特に大きく、抑止の必要性が高くなるが、侮辱罪の法定刑引上げにより、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示すことでこれを抑止する効果があるとともに、インターネット上で行われる当罰性の高い悪質な侮辱行為に対して、これまでよりも厳正に対処することを可能とすることが、インターネット上の誹謗中傷対策になると考えている旨の答弁があった<sup>16</sup>。

###### (2) 侮辱罪の法定刑を「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」とする理由

侮辱罪の法定刑を「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」とする理由について質疑があった。

これに対し、政府から、人の名誉を害する行為が公然と行われた場合、人の社会的名誉を保護する罪である名誉毀損罪又は侮辱罪に

<sup>16</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第15号8頁(令4.5.13)古川法務大臣答弁

該当し得ることとなり、その法定刑に差が設けられているところであるが、近年における侮辱罪の実情等に鑑みると、事実の摘示の有無をもって両罪の間にこれほど大きな法定刑の差を設けておくことは、相当とは言い難いことから、侮辱罪の法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げることが相当と考えられる一方、懲役、禁錮、罰金が選択刑として定められた後も当罰性の低い事案も想定されることから、拘留、科料を存置しておくことは、具体的な事案に応じた適切な量刑に資するものと考えられる旨の答弁があった<sup>17</sup>。

### (3) 処罰範囲が広がる懸念

法定刑が引き上げられることによって、侮辱罪により処罰される範囲が広がる懸念について質疑があった。

これに対し、政府から、今回の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであって、処罰対象となる行為の範囲、すなわち犯罪が成立する行為の範囲は変わらないので、これまで侮辱罪によって処罰できなかつた行為が処罰できるようになるものではない旨の答弁があった<sup>18</sup>。

### (4) 法定刑引上げによる公訴時効の期間延長による効果

法定刑の引上げに伴い侮辱罪に係る公訴時効の期間が1年から3年に延長されること(Ⅱ1 図表参照)による効果について質疑があった。

これに対し、政府から、侮辱罪の法定刑引上げに伴う公訴時効の期間延長により、インターネット上の誹謗中傷による加害者の特定

に時間がかかり公訴時効を過ぎてしまう事案がどの程度減少するかについて具体的に示すことは困難であるが、一般論として、公訴時効期間が長くなると、その間に、行為者の特定などに時間がかかるとしても、必要な捜査を行って起訴するに足りる証拠を収集することができる場合はあると考えられる旨の答弁があった<sup>19</sup>。

## (5) 正当な表現行為の保護の規定

### ア 正当な言論活動を処罰しないとする法的根拠

正当な言論活動を侮辱罪として処罰しないとする法的根拠について質疑があった。

これに対し、政府から、公正な評論、健全な批判といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であったとしても、刑法第35条の正当行為<sup>20</sup>として違法性が阻却され、処罰されないと考えられており、このことは、今般の法定刑の引上げにより、何ら変わることはない旨の答弁があった<sup>21</sup>。

### イ 正当行為(刑法第35条)の適用の範囲

正当な言論活動に対しては、侮辱罪の構成要件に該当する行為があったとしても、刑法第35条に規定する正当行為に該当するときは処罰されないとする政府の説明に対して、どのような場合に正当行為とされるのかについて質疑があった。

これに対し、政府から、どのような場合が、一般に、社会生活上正当なものとして許容される行為であるとされている刑法第35条の正当行為に該当するかということは、収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄

<sup>17</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号9頁(令4.4.27)川原政府参考人(法務省刑事局長)答弁

<sup>18</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第14号1頁(令4.5.11)古川法務大臣答弁

<sup>19</sup> 第208回国会参議院法務委員会議録第14号5頁(令4.5.24)川原政府参考人(法務省刑事局長)答弁

<sup>20</sup> 刑法第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

<sup>21</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号6頁(令4.4.27)古川法務大臣答弁



であって、一概に基準として示すことは困難であるが、法制審議会の部会では、例えば、民事では、事実の摘示を含まない論評や意見表明について不法行為責任が追及され得るものの、公正な論評の法理が判例上確立しており、人身攻撃に及ぶなど論評の域を超えるものでない限り不法行為の違法性が否定されており、これは、憲法第21条<sup>22</sup>の要請であって、憲法の解釈としても、刑法第35条を介して当然に認められるべきであり、刑事では、更に限定がかかることはあっても、民事における不法行為責任より広く侮辱罪の成立が認められることはないという考え方が示されたところであり、このような考え方は実務においても参照されるものと考えている旨の答弁があった<sup>23</sup>。

#### ウ 公共の利害に関する特例（刑法第230条の2）に相当する規定

正当な言論活動が侮辱罪によって処罰されないことを明確にするために、名誉毀損罪についての公共の利害に関する場合の特例<sup>24</sup>（刑法第230条の2）と同様の規定や公務員又は公選による公務員の候補者に関する特例の規定を設けることについて質疑があった。

これに対し、まず、侮辱罪に刑法第230条の2と同様の特例を設けていないことについて、政府から、侮辱罪は、名誉毀損罪と異なり、事実の摘示を前提としていないため、刑法第230条の2を適用する前提を欠き、侮辱

罪については、刑法第230条の2と同様の特例を設けることはしていない旨の答弁があった<sup>25</sup>。

また、公務員に対する侮辱を処罰しない旨の規定を設けることについて、政府から、法制審議会の部会において、そのような規定を設けることを検討すべきとの意見もあったが、これに対しては、仮に公務員を保護の客体から外すこととすると、うそを前提として公務員を侮辱した場合でも処罰しないこととなり、刑法第230条の2とも矛盾することになるし、なぜ公務員であれば虚偽の事実を前提として侮辱してよいこととなるのか理解できないということになる、あるいは、政治家をカテゴリカルに全て侮辱罪の対象外とするのは行き過ぎではないかといった意見が述べられたところであって、他方、現在でも、刑法第35条により正当な表現行為は保護されており、このことは、構成要件の変更を伴わない今回の法定刑引上げにより変わることはないという趣旨の意見もあり、今回の改正の答申に至ったところである旨の答弁があった<sup>26</sup>。

#### (6) 逮捕の可否

##### ア 恣意的な通常逮捕が行われる懸念

法定刑の引上げにより、通常逮捕について「被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る」とする制限が外れ

<sup>22</sup> 日本国憲法第21条第1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

<sup>23</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第15号11-12頁（令4.5.13）古川法務大臣答弁

<sup>24</sup> 刑法第230条第1項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

刑法第230条の2 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

<sup>25</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号6頁（令4.4.27）古川法務大臣答弁

<sup>26</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第15号12頁（令4.5.13）古川法務大臣答弁

ることとなり（Ⅱ 1 の図表参照）、侮辱罪による通常逮捕が恣意的に行われる懸念について質疑があった。

これに対し、政府から、法定刑の引上げにより、侮辱罪による通常逮捕に関して、住居不定であることなどの制限がなくなることとなるが、それ以外の要件に変わりはないので、裁判官が、検察官又は司法警察員の請求に基づき、逮捕の理由及び必要性を判断した上で逮捕状を発した場合に限り、通常逮捕を行うことができるものである旨の答弁があった<sup>27</sup>。また、捜査機関においては、これまでも、表現の自由に配慮しつつ、法と証拠に基づいて適切に対応してきたところであって、この点については、侮辱罪の法定刑引上げにより変わるものではなく、侮辱罪の法定刑の引上げが捜査機関による恣意的な逮捕につながるものではない旨の答弁があった<sup>28</sup>。

#### イ 恣意的な現行犯逮捕が行われる懸念

法定刑の引上げにより、現行犯逮捕について犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場

合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限るとする制限が外れることとなり、侮辱罪による現行犯逮捕が恣意的に行われる懸念について質疑があった。

これに対し、政府から、現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができず、この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白であり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定されない旨の答弁があった<sup>29</sup>。

なお、この点については、「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」が出されている<sup>30・31</sup>。

#### ウ 私人による現行犯逮捕への懸念

法定刑の引上げにより、侮辱罪に係る現行犯逮捕ができるようになったと誤解した私人

<sup>27</sup> 第 208 回国会衆議院法務委員会議録第 14 号 2 頁（令 4.5.11）古川法務大臣答弁

<sup>28</sup> 同上

<sup>29</sup> 第 208 回国会衆議院法務委員会議録第 15 号 7 頁（令 4.5.13）二之湯国務大臣（国家公安委員会委員長）答弁

<sup>30</sup> 「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」（令和 4 年 5 月法務省・警察庁）

##### 1 現行犯逮捕の基準

○ 現行犯逮捕は、捜査機関において、個別具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断がなされるものであり、侮辱罪に限らず、あらゆるケースを想定した基準を示すことは困難である。

##### 2 侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否

○ その上で、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否について申し上げる。

○ まず、今般の法整備は、もとより、正当な言論活動を処罰対象とするものではない。

○ 侮辱罪による逮捕に関して、今般の法定刑の引上げにより、住居不定であることなどの制限はなくなるが、それ以外の要件に変わりはない。

○ 捜査機関においては、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ、慎重な運用がなされるものと承知している。

○ 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができない。この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白といえる場合は、実際上は想定されない。

##### 3 侮辱罪成否の基準

○ 個別の事案の犯罪の成否については、法と証拠に基づき、最終的には司法において判断されることとなるが、侮辱罪にいう「侮辱」にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になっている。

○ なお、テロ等準備罪新設の際など、罰則の新設や処罰範囲の変更に際しては、犯罪の成否についてお示ししたことがあるが、これは、新設・改正する条文の文言の意義や処罰範囲の概念を明確にするために、その文言や要件を立案した趣旨としてお示ししたものである。

<sup>31</sup> 法務省は、令和 4 年 6 月 29 日に全国の検察庁に対し、この政府統一見解に留意することなど適切な運用を求める通達を发出している（『刑法等の一部を改正する法律』の施行について（依命通達）」（令和 4 年 6 月 29 日法務省刑制第 43 号（例規））。

が現行犯逮捕を行うことへの懸念について質疑があった。

これに対し、政府から、法定刑の引上げ後も、現行犯逮捕は、正当行為などの違法性を阻却する事由がないことを含めて、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができず、また、いわゆる私人逮捕がなされた場合には、その後、被逮捕者の引渡しを受けた捜査機関が逮捕の理由及び必要性について必ず判断することとなり、さらに、現行犯逮捕の要件を満たさないにもかかわらず逮捕がなされたというような場合には、逮捕者は民事上、刑事上の責任を問われる可能性もある旨の答弁があった<sup>32</sup>。

## (7) 被害者の負担軽減

### ア 加害者が不詳の被害への対応

インターネット上の誹謗中傷の被害者が加害者を特定しないと警察が告訴を受けないとの指摘について質疑があった。

これに対し、政府から、警察では、被疑者が特定されていない場合であっても、要件が整った告訴については、これを受理するなどして、各種事件の相談や告訴に対しては被害者の立場に立って誠実に対応することとしており、引き続き、被害者の心情や思いに十分配慮しながら、法と証拠に基づいた適切な対応をしていきたいと考えている旨の答弁があった<sup>33</sup>。

また、日本の警察の捜査権が及ばない国外に捜査の対象があるなど、発信者の特定が警察の捜査では困難な場合には、被害者に民事的な手続で協力を願うこともある旨の答弁が

あった<sup>34</sup>。

### イ 発信者を特定するための負担の軽減

インターネット上の誹謗中傷の被害者が負う発信者を特定するための費用等の負担の軽減について質疑があった。

これに対し、政府から、発信者情報開示のための裁判手続の迅速化などを目的とする改正プロバイダ責任制限法<sup>35</sup>が令和3年4月に成立して、現在、施行に向けて準備を進めているところであるが、このプロバイダ責任制限法に基づく発信情報開示請求は、裁判外においても請求をすることも可能であり、総務省としては、この裁判外の発信者情報の任意開示について、民間相談機関における発信者情報開示の要件に該当すると判断された事例等の集積等の支援を現在行っているところであり、今後も、こうした取組を通じて、この裁判外での開示もしっかり後押しをしながら、被害者の負担感の少ない形で発信者情報開示が円滑に進められるよう支援をしていきたいと考えている旨の答弁があった<sup>36</sup>。

## (8) インターネット上の誹謗中傷対策

### ア 総務省の取組

総務省が行っているインターネット上の誹謗中傷対策としての取組について質疑があった。

これに対し、政府から、個人の人格や名誉を傷つけるような誹謗中傷の問題に対応するためには、刑事罰による対応に加えて、書込みを行うユーザー、あるいは書込みの場を提供するプラットフォーム事業者、更には書込みによって被害を受けた者への対応、それぞ

<sup>32</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第14号3頁(令4.5.11)古川法務大臣答弁

<sup>33</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第14号4頁(令4.5.11)大賀政府参考人(警察庁刑事局長)答弁

<sup>34</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第14号7頁(令4.5.11)大賀政府参考人(警察庁刑事局長)答弁

<sup>35</sup> 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第27号)は令和4年10月1日施行。

<sup>36</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第16号8頁(令4.5.18)中西総務副大臣答弁

れの観点から、しっかりと総合的に対策を検討することが適当であると考えている旨の答弁があった<sup>37</sup>。また、こうした観点から、総務省においては、誹謗中傷対策について、令和2（2020）年9月に取りまとめた政策パッケージに基づいて、書込みを行うユーザーについては、ICTリテラシー向上のための啓発運動、プラットフォーム事業者については、プラットフォーム事業者による取組の促進、これを後押ししながら、有識者検討会におけるモニタリングを通じた透明性、アカウントビリティの確保を行い、さらに、被害を受けた者への対応については、発信者情報の開示の迅速化を図る制度整備など、相談対応の充実などの取組をしっかりと推進をしていき、総務省としては、引き続き、必要な取組を、関係省庁、関係機関との連携の下で行っていきたいと考えている旨の答弁があった<sup>38</sup>。

### イ 事業者による取組

インターネット上の誹謗中傷による被害者への民間事業者の対応について質疑があった。

これに対し、政府から、インターネット上の誹謗中傷の被害者に対しては、民間事業者が様々な取組をしており、例えば、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構においては、事業者が相互に費用を持ち寄って、被害者からの相談窓口の運営、あるいは被害者からの相談に基づいて、被害者に代わって削除等の対応を促す通知、さらには、ユーザー一般に対する普及啓発活動等を実施しており、被害者支援の重要性の高まりから、このような事業者による取組は着実に進んで

いると承知している旨の答弁があった<sup>39</sup>。

## 2 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

### (1) 拘禁刑の創設の意義

現行の懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することの意義について質疑があった。

これに対し、政府から、近年、刑罰の目的の一つである受刑者の改善更生、再犯防止の重要性の認識が高まっていることから、重要な処遇方法である「作業」を懲役と禁錮という刑の種類による形式的な区分によって、それを行わせるか否かが定まるものとするのではなく、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるようにすることとした旨の答弁があった<sup>40</sup>。

### (2) 執行猶予の拡充

#### ア 再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限の引上げの趣旨

再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限を1年から2年に引き上げた趣旨について質疑があった。

これに対し、政府から、執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、1年を超える刑期とする場合であっても、改善更生、再犯防止を図る観点から、実刑に処するよりも再度の保護観察付執行猶予を言い渡して社会内処遇を続けさせる方が適当な場合もあることなどから、その刑期の上限を2年に引き上げるものである旨の答弁があった<sup>41</sup>。

#### イ 保護観察付執行猶予中の再犯に再度の保

<sup>37</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第16号6-7頁（令4.5.18）中西総務副大臣答弁

<sup>38</sup> 同上

<sup>39</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第16号8頁（令4.5.18）中西総務副大臣答弁

<sup>40</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第14号4頁（令4.5.11）津島法務副大臣答弁

<sup>41</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号8頁（令4.4.27）川原政府参考人（法務省刑事局長）答弁

### 保護観察付執行猶予を言い渡すことができることとする趣旨

保護観察付執行猶予中に再犯に及んだ者に再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことができることとする趣旨について質疑があった。

これに対し、政府から、保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及ぶ事案には様々なものがあり、再犯に及んだというだけで社会内処遇によることが不相当であるとは言えず、実刑に処するよりも改めて保護観察付執行猶予を言い渡して社会内処遇を継続する方が罪を犯した者の改善更生、再犯防止に資する場合があることなどから、初度の保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及んだ場合にも再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことができるようにするものである旨の答弁があった<sup>42</sup>。

### (3) 刑事施設等における被害者等からの心情等の聴取及び伝達制度の意義

刑事施設等における被害者等からの心情等の聴取及び伝達制度の意義について質疑があった。

これに対し、政府から、受刑者等に対して、自らの犯罪や非行に対する反省や悔悟の情を深めさせるためには、被害者や遺族の被害に関する心情やその置かれている状況について正しく理解させることが極めて重要であると考えられており、現状でも、矯正施設においては、被害者や支援団体等による講話や、被害者の命を奪う罪を犯すなどした特定の者を対象として被害者の視点を取り入れた教育を行うなど、必要な働き掛けはしてきているところである旨の答弁があった<sup>43</sup>。また、受刑者等の処遇において、被害者等の心情を反映し、被害者の立場や心情等の配慮を一層充実させ

るとともに、受刑者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図るためには、受刑者等に対して、自身が犯した罪の被害者等の心情や状況等について直接的な形で触れさせることがより重要であると考えられることから、刑事施設及び少年院の長が被害者等から被害に関する心情等を聴取して、被害者等が当該心情等の内容を伝達することを希望した場合には受刑者等に対しこれを伝達する仕組みを設けるとともに、刑事施設の長、少年院の長が受刑者等への教育的な処遇を行うに当たっては、被害者等自身から聴取したものを含め、被害者等の心情やその置かれている状況を考慮すべき旨を法律で規定しようとしている旨の答弁があった<sup>44</sup>。

## V 今後の主な課題

### 1 侮辱罪の法定刑引上げ

#### (1) 侮辱罪の適切な運用

インターネット上の誹謗中傷対策として、法定刑引上げによる抑止効果を果たすため、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対して、より厳正に対処することが求められるが、その一方で、表現の自由その他の自由を不当に制限することなく、適切に運用することも求められており、これらの観点から今後の運用状況を注視していくことが必要となろう。

なお、審議過程において、侮辱罪の法定刑引上げに関して、表現の自由との関係について多くの質疑が行われたことを踏まえ、修正により加えられた附則第3項において、侮辱罪の法定刑引上げの規定の施行後3年経過後の当該規定の施行の状況について、インターネット上の誹謗中傷に適切に対処できているか、表現の自由その他の自由に対する不当な

<sup>42</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号8頁(令4.4.27)川原政府参考人(法務省刑事局長)答弁

<sup>43</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第13号7頁(令4.4.27)佐伯政府参考人(法務省矯正局長)答弁

<sup>44</sup> 同上

制約になっていないか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

## (2) インターネット上の誹謗中傷による被害の防止及び救済のための施策の総合的推進

インターネット上の誹謗中傷は、過激な書込みが次々と誘発され、多数の者からの誹謗中傷がエスカレートして非常に先鋭化することがあるという特徴を有していることが指摘されている。

本法律では刑法の侮辱罪の法定刑引上げが行われ、インターネット上の侮辱行為に対する抑止効果がより強く働くことが期待されているが、インターネット上の誹謗中傷による被害の防止及び被害が生じた場合の救済は刑事罰によってのみ図られるものではない。

侮辱罪や名誉毀損罪等の刑事罰の適用以前に、むしろ、プロバイダ等の事業者による書込みの削除、削除要請を行おうとする被害者に対する国や地方公共団体などによる支援・援助や利用者に対する啓発等、適切な対応を取ることが求められよう。

なお、衆議院及び参議院の法務委員会が付した附帯決議においては、迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進することが政府に求められている。

## (3) 発信者特定に係る被害者の負担軽減等

インターネット上の誹謗中傷による侮辱罪や名誉毀損罪の告訴又は捜査の際、被害者が発信者の特定を行うことが求められる場合がある。また、このような被害を受けた被害者が損害賠償請求を行う際には、請求の相手となる発信者の特定が必要である。

審議過程においても、特に、外国に本社を

置く事業者の場合に顕著であるが、インターネット上の誹謗中傷の被害者が発信者を特定することに、多くの費用や時間がかかることが指摘されており、発信者の特定に係る被害者の負担を軽減する方策が求められている。

また、インターネット上の誹謗中傷の被害者が裁判で争い損害賠償が認められても、その賠償額は発信者の特定にかかった費用すら賄えない不十分な金額であるとも指摘されており、インターネット上の誹謗中傷に限られるものではないが、民事上の損害賠償の金額の在り方について、適正な被害回復のための検討も求められている。

## (4) 民間団体や事業者の取組の促進

インターネット上の誹謗中傷は重大な人権侵害となる場合もあるが、表現の自由に密接に関わる問題であることから、プロバイダ等の事業者が自主的に判断して削除する場合であっても、その判断が恣意的なものとなることは好ましいものではない。

そのため、どのような場合に削除を行うことが適当であるかといった判断基準についての知見を集積し、関係機関やプロバイダ等において広く共有し取組を進めることで、表現の自由やインターネットの有用性を尊重しつつ、救済されるべき者が適切に救済される運用が一層効果的に行われることが望まれる。

## 2 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

近年の我が国の刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にある。その一方で、刑法犯により検挙された再犯者は、平成18年をピークに漸減傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇しており、令和2年には49.1%と半数近くを占めている<sup>45</sup>。

<sup>45</sup> 法務省法務総合研究所編「令和3年版犯罪白書」234頁

このように検挙された者の約半数を再犯者が占めている現状から、罪を犯した者の改善更生・再犯防止を図ることは、新たな被害者を生まない上でも重要であり、今日の我が国における刑事政策上の重要課題と認識されている。

本法律においては、拘禁刑の創設、刑の全部の執行猶予制度の拡充、刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度等、施設内・社会内処遇の充実のための各種施策が盛り込まれているが、これが令和4年度中に行われる予定の再犯防止推進計画の改定<sup>46</sup>の際にも考慮され、再犯防止の取組を更に効果的に推進していくことが望まれる。

---

<sup>46</sup> 再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき、政府が再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項等について定めるものである。現行計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間としていることから、次期計画に向けた改定が予定されている。